

# 介護保険制度について

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

そしてまた、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

■問合せ 介護保険課 ☎20-3022



## 介護保険を利用するには？

## 介護認定の手続きが必要です

### ①介護認定の申請

- ▶申請場所 介護保険課（1階）、田沼・葛生行政センター
- ▶申請に必要なもの（65歳以上の方）介護保険被保険者証  
（65歳未満の方）医療保険被保険者証

※身体の状態や希望するサービスによっては、総合事業（13ページ）の対象となります。

※65歳未満の方は対象となる疾病が限られていますので、医師に相談の上、申請してください。

### ②要介護・要支援の認定

申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と併せて介護認定審査会で判定を行います。

### ③認定結果の通知

認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。

認定は **要支援1・2** **要介護1～5** **非該当** に区分され、認定区分に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご確認ください。

## サービスの利用

介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できますが、1カ月の支給限度額は要介護度ごとに異なり、限度額を超えてサービスを利用した分は、**全額自己負担**となります。

自宅で介護サービスを利用したい場合は、**要介護1～5**の方はケアマネジャーに、**要支援1・2**の方は担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

※施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。

### ▼区分ごとの1カ月の支給限度額

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

※居宅サービスであっても、上記の限度額に含まれないサービスもあります。

※上記の限度額とは別に支給限度額が設定されている以下のサービスもあります。

- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

## 介護保険料をきちんと納めましょう

介護保険料は年金天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに65歳になった方や年金支給額（年額）が18万円未満の方、あるいは天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付（普通徴収）となります。

ご自宅に納入通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

※特別な事情がなく保険料を滞納していると、未納期間に応じて、サービス利用時に給付の制限がかかる場合があります。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

※正しい介護保険料の算定をするために所得の申告が必要です。収入がない方や課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告が必要です。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内

総合事業は、**要支援1・2**の方と、基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問票）で事業対象者と判定された方を対象として、その方の状況に合った訪問型・通所型サービスを利用することができます。

■問合せ いきいき高齢課 ☎20-3021

## 総合事業利用の流れ

### ①基本チェックリストの実施

▶実施場所 いきいき高齢課（1階）、田沼・葛生の各行政センター

※外出が難しい方は、地域包括支援センターの職員が訪問して行うこともできます。

▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証

### ②総合事業の利用決定

事業対象者と判定された方に利用決定通知書と介護保険被保険者証をお送りします。

### ③介護予防ケアマネジメント（利用者の状況に合わせたプランを作成）の実施

お住まいの地域の担当の地域包括支援センターに利用したいサービスを相談します。

総合事業のサービスを利用したい場合は、担当の地域包括支援センターにご相談ください。

対象地域	地域包括支援センター
佐野・犬伏地域	さの社協 ☎22-8129
植野・界・吾妻地域	佐野市医師会 ☎20-2011
堀米・旗川・赤見地域	佐野厚生 ☎27-0100
田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒地域	佐野市民病院 ☎62-8281
葛生・常盤・氷室地域	くずう ☎84-3111

## 通いの場（通所型サービスB）の実施団体募集

通いの場（通所型サービスB）は、町会の公民館などを利用して、おおむね65歳以上の方を対象とした気軽に立ち寄れる通いの場を住民主体の団体により運営するものです。

ハツラツ元気体操、レクリエーション、お茶飲みなど、皆さんで考えながらさまざまな行事を実施していきます。

※介護予防を主な目的とした委託事業になります。開設にご興味のある町会などにご相談ください。

